

別表3

福祉事業ポイント補助項目

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント
共通	社会福祉実習の受け入れ (受け入れを行ったサービス種別の み)	年間実人員10人以上	1
		2職種以上でそれぞれ年間実人員10人以上	1.5
	教員養成介護体験等の受け入れ (受け入れを行ったサービス種別の み)	年間実人員10人以上	0.5
	福祉人材の育成への取組み (いずれか1事業) (受け入れを行ったサービス種別の み)	中高生体験学習 1人が5日以上実習を行い、年間4人以上	1
		小学校5年生での福祉学習にあわせ、小学校5・6年生の体験学習 年間10回以上	
福祉避難所	市町村と福祉避難所として協定を締結しており、以下のものが整備・確保されている。 ・衛星携帯電話、ラジオ、非常用自家発電機及びその燃料 ・非常食、飲料水を7日分以上(入所者(利用者)、職員分の必要数に加え、受入予定人員分) ・災害時における福祉避難所としての対応マニュアル	1	
救護施設	地域移行への積極的な取組み	救護施設居宅生活訓練事業の取組みを行った場合(施設事務費の加算となる場合を除く)	1
		地域移行の者との体験交流会、見学会、グループホーム体験会等、地域での生活に向けた情報を与える場の提供を年4回(季節ごと)実施し、かつ地域移行したものが年間定員の2.5%以上	1
	自主・自立性の生活指導	入所者80%以上の作業支援、地域交流、対話会のいずれかを週1回以上実施	0.5
		入所者85%以上の作業支援、地域交流、対話会のいずれかを週1回以上実施	1
	食事に関する取組み	1週間あたりの選択食(昼食又は夕食)の実施が5日以上	0.5
		1週間あたりの選択食(昼食又は夕食)の実施が5日以上に加え、月1回の行事食の提供を実施	1
	入浴に関する取組み	夜間入浴(入浴の時間帯全てが午後9時まで設定されている場合をいう。)を週3日以上実施	1
	健康管理への取組み	外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を年15回以上開催	0.5
外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を年15回以上開催に加え、施設職員向けの研修を年3回以上開催		1	
婦人保護施設	自立を促す指導	入所後2年以内の退所者が入所定員の40%以上	0.5
		入所後2年以内の退所者が入所定員の50%以上	1
		入所後2年以内の退所者が入所定員の60%以上	1.5
	障害者の受け入れ	入所者の20%以上	0.5
		入所者の30%以上	1
		入所者の40%以上	1.5
	退所後の支援	退所後の関係機関と連携した個別支援を年間12回以上実施	1
	就労への取組み	事業所への就職等一般就労への移行による退所者が全退所者の60%以上	1
	地域生活への復帰に向けた取組み	入所者の要望を取り入れた施設外見学を年間18回以上実施	1
	妊産婦又は外国人の受け入れ	妊産婦又は外国人を入所者の5%以上の受け入れ	0.5
		妊産婦又は外国人を入所者の10%以上の受け入れ	1
妊産婦又は外国人を入所者の15%以上の受け入れ		1.5	

福祉事業ポイント補助項目

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント	
乳児院	児童虐待の防止等に関する法律第2条に定める被虐待児の受入れ及び障害のある乳児の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の10%以上	0.5	
		措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の20%以上	1	
		措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の30%以上	1.5	
	児童福祉法第33条に定める一時保護の実施	年間延べ300人日以上の受入れ	0.5	
		年間延べ400人日以上の受入れ	1	
		年間延べ500人日以上の受入れ	1.5	
	里親支援事業	措置費の里親支援専門相談員加算を算定していない施設で、かつ、里親の委託後における養育相談を年間30回以上又は訪問援助活動を年間30回以上実施	1	
	保護者指導事業	被虐待児の家庭復帰後における相談援助活動を年間60回以上実施	1	
	家庭的養護の推進	施設の小規模化(定員の30%以上)	0.5	
		施設の小規模化(定員の80%以上)	1	
母子生活支援施設	自立支援事業	入所後2年以内の退所者が入所定員の30%以上	0.5	
		入所後2年以内の退所者が入所定員の40%以上	1	
		入所後2年以内の退所者が入所定員の50%以上	1.5	
	DV被害者、処遇困難者(外国人、障害者)の受入れ	措置費加算の対象とならないDV被害者及び処遇困難者(外国人、障害者)が、措置費加算の対象となるDV被害者を除いた入所者の60%以上	0.5	
		措置費加算の対象とならないDV被害者及び処遇困難者(外国人、障害者)が、措置費加算の対象となるDV被害者を除いた入所者の70%以上	1	
		措置費加算の対象とならないDV被害者及び処遇困難者(外国人、障害者)が、措置費加算の対象となるDV被害者を除いた入所者の80%以上	1.5	
	就労支援事業	就労(内職は除く)している入所者が全入所者の80%以上	0.5	
		就労(内職は除く)している入所者が全入所者の90%以上	1	
		就労(内職は除く)している入所者が全入所者の100%	1.5	
	退所者支援事業	退所者への継続指導、訪問活動を年間96回以上実施	1	
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条に定める一時保護	年間延べ30人日以上の受入れ	0.5	
	児童養護施設	児童虐待防止等に関する法律第2条に定める被虐待児及び障害のある児童の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の40%以上	0.5
			措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の60%以上	1
措置費加算の対象とならない被虐待児及び障害児が、措置費加算の対象となる被虐待児及び障害児を除いた入所者の70%以上			1.5	
児童福祉法第33条に定める一時保護の実施		年間延べ200人日以上の受入れ	0.5	
		年間延べ300人日以上の受入れ	1	
		年間延べ400人日以上の受入れ	1.5	
里親支援事業		措置費の里親支援専門相談員加算を算定していない施設で、かつ、養育相談を年間24回以上又は訪問援助活動を年間24回以上実施	1	
家庭復帰等退所児童支援事業		措置費の自立支援担当職員加算を算定していない施設で、かつ、訪問活動を年間48回以上実施	1	
家庭的養護の推進		施設の小規模化・地域分散化(定員の30%以上)	0.5	
		施設の小規模化・地域分散化(定員の80%以上)	1	
児童心理治療施設	児童虐待防止等に関する法律第2条に定める被虐待児の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児が、措置費加算の対象となる被虐待児を除いた入所者の50%以上	0.5	
		措置費加算の対象とならない被虐待児が、措置費加算の対象となる被虐待児を除いた入所者の60%以上	1	
		措置費加算の対象とならない被虐待児が、措置費加算の対象となる被虐待児を除いた入所者の70%以上	1.5	
	児童福祉法第33条に定める一時保護の実施	年間延べ100人日以上の受入れ	0.5	
		年間延べ200人日以上の受入れ	1	
		年間延べ300人日以上の受入れ	1.5	
	治療の推進と家庭復帰の支援	治療を完了して退所する児童(措置変更を含む)が入所定員の30%以上	0.5	
		治療を完了して退所する児童(措置変更を含む)が入所定員の40%以上	1	
		治療を完了して退所する児童(措置変更を含む)が入所定員の50%以上	1.5	
	退所児童支援事業	措置費の自立支援担当職員加算を算定していない施設で、かつ、退所児童への訪問活動を年間60回以上実施	1	
	保護者指導事業	入所児の家庭復帰に向けた家庭訪問を年間48回以上実施	1	

福祉事業ポイント補助項目

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント	
入福所施設／設 医療型障 害児	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	1	
		短期入所の積極的な取組み (空床型)年間延べ750人以上	1	
	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児(18歳未満)並びに措置費加算や給付費加算の対象とならない注意欠陥多動性障害及びアスペルガー症候群と診断された児童が措置費加算の対象となる被虐待児を除いた入所者の20%以上	0.5	
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1	
童福 発達／ 支援 型児	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	措置費加算の対象とならない被虐待児(18歳未満)並びに措置費加算や給付費加算の対象とならない注意欠陥多動性障害及びアスペルガー症候群と診断された児童が措置費加算の対象となる被虐待児を除いた利用者の10%以上	0.5	
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1	
養 護 老 人 ホ ー ム	認知症予防・進行防止又はADLの維持向上のための取組み	専門職員(OT、PTに限る)による入所者の特性に応じた機能回復訓練を月4回以上実施	1.5	
	生きがい活動支援に係る取組み(外部の指導者によるクラブ活動)	1年間で延156回以上実施	1	
	生きがい活動支援に係る取組状況(無償送迎)	外出又は買物に係る送迎の利用者の延人数が、定員×52週×30%以上	0.5	
	健康管理への取組状況	外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を月1回以上開催	1	
	健康管理への取組状況(歯科健診)	定員の90%以上の入居者が年1回以上歯科健診を受診	1	
	医療機関との連携	医師及び歯科医師による入所者の健康管理を月1回以上実施	1	
	災害対策	防災訓練等に地元消防団及び地域住民が参加するとともに、非常災害時の役割等の情報交換を年1回以上実施	1	
	軽 費 老 人 ホ ー ム	認知症予防・進行防止又はADLの維持向上のための取組み	専門職員(OT、PTに限る)による入所者の特性に応じた機能回復訓練を月4回以上実施	1.5
生きがい活動支援に係る取組み(外部の指導者によるクラブ活動)		1年間で延156回以上実施	1	
生きがい活動支援に関する取組状況(無償送迎)		外出又は買物に係る送迎の利用者の延人数が、定員×52週×40%以上	0.5	
健康管理への取組状況		外部の専門職員(保健師・歯科衛生士等)による健康教室を月1回以上開催	1	
健康管理への取組状況(歯科健診)		定員の70%以上の入居者が年1回以上歯科健診を受診	1	
医療機関との連携		医師及び歯科医師による入所者の健康管理を月1回以上実施	1	
災害対策		防災訓練等に地元消防団及び地域住民が参加するとともに、非常災害時の役割等の情報交換を年1回以上実施	1	
施 設 入 所 支 援		地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	1
	短期入所の積極的な取組み		(空床型)年間延べ180人以上	1
			(有床型)次の算式により計算した値が75%以上 年間延受入日数／(専用床数×366日)	0.5
	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	給付費加算の対象とならない重度の知的障害者(強度行動障害者)の受入れ又は医療的ケアが必要な重度の身体障害者の受入れ	0.5	
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1	

福祉事業ポイント補助項目

1 施設種別	2 事業	3 基準	4 ポイント
所障害福祉サービス事業	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	1
		短期入所の積極的な取組み (有床型) 次の算式により計算した値が75%以上 年間延受入日数 / (専用床数 × 366日)	0.5
	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	給付費加算の対象とならない重度の知的障害者(強度行動障害者)の受入れ又は医療的ケアが必要な重度の身体障害者の受入れ	0.5
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1
ムグループホーム・福祉ホーム	地域移行・地域生活への支援	地域移行した者が年間定員の2.5%以上	1
	就労への取組み	一般就労への移行を年間1人以上又は入居者の就業率75%以上	1
	特別な支援が必要な障害者・児の受入れ	給付費加算の対象とならない重度の知的障害者(強度行動障害者)の受入れ又は医療的ケアが必要な重度の身体障害者の受入れ	0.5
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1
事業所継続A型	就労への取組み	一般就労への移行を年間1人以上	1
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1
事業所継続B型	就労への取組み	一般就労への移行を年間1人以上	1
	第三者評価の実施	受審初年度は、評価項目大区分「適切なサービスの実施」において、C評価項目なし。次回以降は前回(直近)受審時の全評価項目についてC評価なし、かつ、改善された項目あり。また、受審していない年においても自己評価を実施することを前提とする。(ポイントは3年に1回の算定とする。)	1

※ 基準達成の認定は、令和5年4月から令和6年3月までの実績を対象とする。

※ 年度途中の開所等により、対象期間が12か月に満たない場合は、月数に応じて基準値を調整する。(基準値 × (算入可能月数 / 12月))

※ 「入所者」及び「入居者」とは、当該期間中に入所・入居していた実人員である。

(令和5年4月1日現在の入所・入居者数 + 令和6年3月31日までの新規入所者数)

※ 障害者総合支援法に基づく療養介護、生活介護、宿泊型自立訓練、機能訓練、生活訓練、就労移行支援を行う施設については、第1欄中「障害福祉サービス事業所」を適用する。

※ 障害者総合支援法に基づく共同生活援助及び福祉ホームを行う施設については、第1欄中「グループホーム、福祉ホーム」を適用する。